

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(和歌山県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 新築増築改築 一戸建て住宅(兼用住宅を含む。)、長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの(法7条の3第1項第1号に規定する共同住宅を除く。) 法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で延べ面積が1,000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 丸太組構法(平成14年国土交通省告示第411号に規定する構法)を用いた建築物 法第85条の適用を受ける建築物 	H28.4.1～H33.3.31
和歌山市	<ul style="list-style-type: none"> 新築増築改築 一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)、長屋又は共同住宅(法7条の3第1項第1号の規定の適用を受ける共同住宅を除く。)のうち、住宅の用途に供する部分(新築、増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積の合計が50㎡を超えるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造部が木造で、かつ、階数が2以上のもの 主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造(プレキャストコンクリート造を含む。以下同じ。)又は混構造(木造と鉄骨造、木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造)で階数が2以上4以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物 	指定なし

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(和歌山県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
和歌山県	木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事(枠組壁工法又は木質系プレハブ工法(平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。)による場合にあつては、壁を設置する工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	S造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	RC造、SRC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取り付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事)の工程	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)の工程
	その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	混合構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。
	備考	・ 工区を分けた場合、全工区対象	
和歌山市	特定工程①		
	RC造、SRC造、木造とRC造の混構造、S造とRC造の混構造	基礎配筋工事	基礎コンクリート打設工事
	特定工程②		
	木造、S造、木造とRC造の混構造、S造とRC造の混構造	構造耐力上主要な部分の工事	壁の外装工事又は内装工事
備考	・ 工区を分けた場合、全工区対象		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。